

熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会傍聴規程

制定 平成19年 2月 9日生活安全課長決裁
改正 平成23年 4月 1日生活安全課長決裁
平成23年 6月23日生活安全課長決裁
平成30年12月13日生活安全課長決裁
令和 6年 1月18日生活安全課長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 協議会を傍聴しようとする者は、協議会当日、協議会の開会までに事務局に申し出、傍聴券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加える恐れがある物品を持っている者
- (2) 看板、張り紙、ブラカード、旗、メガホン等示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の円滑な運営を妨げる恐れがある者

(傍聴人の制限)

第4条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 協議会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は協議会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反したとき、又は協議会の運営を妨げる恐れがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は協議会が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月18日から施行する。

年 月 日

傍聴券

No. _____

- ※本傍聴券は、当日に限り有効です。
- ※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会】